

第十回 参議院労働委員会会議録第十一号

昭和二十六年三月二十二日(木曜日)午前十一時一分開会

本日の会議に付した事件

○労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○失業対策事業費国庫補助増額に関する請願(第五六二号)

○失業対策事業予算単価に関する請願(第一二九号)

○失業対策事業費国庫補助増額に関する陳情(第八八号)

○失業対策事業の財源措置に関する陳情(第二〇五号)

○失業保険法第十五条改正に関する請願(第二二六号)

○女子日雇労働者救済に関する陳情(第一三四号)

○日雇労働者の賃金ベース引上げ等に関する請願(第二九二号)

○地方公営企業労働関係法要綱案中一部修正に関する請願(第八四七号)

○職業安定所指定看護婦寮看護婦の職業安定に関する請願(第一〇〇号)

○労働用物資対策強化に関する請願(第二二〇二号)

○労働用物資に関する陳情(第三三七号)

○委員長(赤松常子君) 大変お待たせいたしました。これより労働委員会を開会いたします。

先ず労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を議題といたしますが、本法案は去る十七日、衆議院より

参議院に送付せられ、即日本委員会に付託せられております。法案に対する質疑に關しましては、すでに前回を以ちまして一応終局いたしましたような形になつておりますが、なお御質疑があるかたは、政府委員も出席されておりますので、御発言をお願いいたします。

別に御発言ございませんか。それではこれにて質疑は終局いたしましたものといひ、討論に入りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(赤松常子君) 御異議ないようでございますから、これより討論に入ります。御意見のありのかたは賛否を明らかにしてお述べ願ひたいと思ひます。……御意見ございませんか。

御発言なければ、討論はこれにて終局いたしましたものと認めて、直ちに採決に移りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(赤松常子君) 御異議ないようでございますから、これより討論に入ります。御意見のありのかたは賛否を明らかにしてお述べ願ひたいと思ひます。……御意見ございませんか。

御発言なければ、討論はこれにて終局いたしましたものと認めて、直ちに採決に移りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(赤松常子君) 御異議ないようでございますから、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案について採決を行います。本法案を衆議院送付原案通り可決することに御賛成のかたは挙手をお願いいたします。

「総員挙手」

○委員長(赤松常子君) 全会一致と認められます。よつて本法案は、衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお本会議における委員長長の口頭報告の内容は、本院規則第一百四条によつて、あらかじめ多数意見者の承認を得なければならぬことになつておりますが、これは委員長長において、本委員会における質疑応答並びに討論の要旨、表決の結果を適宜報告することとして御承認願ひことに御異議ございませんでしょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(赤松常子君) 御異議ないものと認めます。それから本院規則第七十二条によりまして、委員長が議院に提出する報告書に多数意見者の署名を願ひことになつておりますから、本法案を可とされるかたは、順次御署名を願ひます。

多数意見者署名

片岡 文重 原 虎一
田村 文吉 一松 政二
堀木 鐵三 早川 慎一
宮田 重文

○委員長(赤松常子君) 御署名漏れはございませんか。御署名漏れないものと認めます。

十二号の請願でございますが、これは失業対策事業に国庫補助金を増額してくれという請願でございますが、終戦以来急激に増加いたしました工場の離職者、復員者、海外引揚者等は一時農村に包容されましたが、暫定的には小康を保つておりましたが、一昨年以来の経済九原則の実施と、ドッジ勧告による健全財政とは、農村に潜在化していった人々を失業者として顕在化し、それに加えて行政整理、企業整備等による解雇者が失業者群に投入せられました結果、これら失業者による組合が結成されて、団体による求職競争の目標は、地方自治体当局に向けられ、ために地方行政機能が阻害される結果も生じ、地方民生安定上に深刻な社会問題としての悩みの種となつておる。この失業情勢に対処して、緊急失業対策法が制定されて以来、都市地区における失業状況に応じて、失業対策事業が実施されて、失業者に暫定的ではありまするが、明るい希望を与えておりますが、この事業に対する国庫補助は、労力費と事業費の三分の二でありますために、地方自治体負担金は、全事業費の五割乃至六割を占め、且つこの事業の特質として労力費が毎日現金払であるため費用の捻出に苦心しております。一般土木費も殆んどこの方面に費消されるので、地方自治体としては一般土木行政が当然犠牲になつておる現状であります。でありますから失業者の救済は一日も等閑に付し得ないものであり、又地方自治体当局としても民生安定上放置し得ない問題でありますので、この際失業対策事業の国庫補助率を失業対策事業工事設計書に基く資材費を含む全事業費の八割補助をしてもいいという要望でございます。これは九州各県の議会議長会の決議によつて請願するもので、この五百六十二号は熊本県議会議長から出ておりますので、これと同文で陳情八十八号、これが全く同文でございます。

それから次は二百五号、これも大体同様の陳情でございますから併せて御説明申し上げます。これは東北六県と北海道知事、議長合同会議から出ておるものでございまして、この内容はやはり同じように失業対策事業の財源措置についての要望であります。内容は昭和二十六年度以降、失業対策事業に対する補助率を全面的に引上げると共に、これに対する起債の枠を大幅に拡げられて、従来のように労力費のみに重点を置かないで、事業施行に要する資材費、運搬費等の費用に対しましても認めてもらいたいというのが要旨でございます。

それからその次に千二十九号の請願でございますが、これは失業対策事業の予算単価に関する請願でございます。これも長岡市の議会議長から出ておるものでございまして、これは長岡市における日雇労働者の数は昨年の十二月末において約八百名程度の増加を来たして、これら大部分は失業対策事業に従事しております。それから経済安定政策に基くところの中小商工業者の企業整備によつて余儀なく失業した

者に對する失業保險の給付期間もすでに満了となりまして、その結果、失業対策事業に従事している人が多いのであります。長岡市は新潟県下唯一の戦災地であり、而も豪雨、豪雪という自然の猛威は生活に大きな負担を与えておる。又物価も最近高騰しております。市民生活はいよいよ困窮に陥つて来ております。それで失業対策事業の予算単価が百六十二円に限定されております關係上、これらの勞務者にあつては到底生活の安定ができない。このことが延いては思想的に悪影響を及ぼしつつある、恐ろしい事態の發生も見つつあるわけであります。従ひまして彼らの生活の安定を図るために実情に即した予算単価を改正せられまして、社会不安を除去されるようにお願いしたい。若し賃金の値上げが容易に行い得ない場合には、県内地域における同一職種であつて賃金の低廉な農村と高額な都市とを同一にするとなんく、果自体において地域的に予算単価に段階を設けて合理的にこれを運営することができまうように法律上の措置を講じて頂きたいというのが趣旨でございます。

○委員長（赤松常子君） 以上の請願陳情の内容に対して御質疑のございますか。は御発言下さいませ。

○原 虎一君 政府はどういう方針で進まれているか。来年度の予算ではたしか失業対策事業費七億四千程度計上されたということになると、今後これを拡充されて行くかどうかどうか問題だと思えます。

○説明員（海老塚政治君） 国庫補助の引上げに対しましては、政府といたしましては次のように考えております。

即ち本年度におきましては、労力費全國平均百九十三円五十銭に對して三分の二の補助、それから資材費は補助がございませんで、事務費十五円に對して三分の二の補助ということになつておりますが、來年度の予算案につきましては、労力費は二百円六十銭に引上げては、その三分の二の補助、事務費につきましては本年度と同様十五円に對しまして三分の二の補助、資材費につきましては新たに二十四円に對しまして二分の一の補助というようにいたしまして、御趣旨の國庫補助の増額につきましては十分とは言えないかも知れませうけれども、來年度の予算案には若干増額いたしましたものが計上されておるようになっておる次第でございます。なお起債の枠につきましては、地方財政委員会等と折衝いたしまして、できるだけ確保したいというふうに考えておる次第でございます。又長岡市の予算単価の引上げにつきましては、長岡市におきます失業対策事業の実施状況を見ますと、第三四半期全國平均では大体十八、九日の就労でございましたけれども、長岡市におきましては大体二十二、三日くらいい

就労になつておるはずだと思ひます。又賃金につきましては最近の物価の上昇もございますので、請願の御趣旨にありますように、地方的に實際の賃金額を考慮いたしまして、実情に即応いたすように調整を行うようにいたしましたというふうに考えておる次第でございます。

○委員長(赤松常子君) ほかにいふこ

ませんでしよるか。

○原 虎一君 全国平均の賃金は二百円六十銭ですが、その二百円六十銭出

した場合に六大都市はどの程度になりますか。

○説明員（海老塚政治君） 六大都市は大体現在の単価が京阪神は二百二十九円ぐらいになつておると思ひます。それから京浜地区が二百二十円ぐらい、名古屋地区が二百十円ぐらいになつておると思ひますが、大体それを基準にいたしまして、極く僅かでございますが、少し引上げて行くようにいたしたいです。又これは一律の単価でございますので、又実際の賃金なども考慮いたしまして、実情によりまして調整を図るようにいたしたいというふうに考えております。

○委員長（赤松常子君） ほかにございませんでしようか。それではこれをどういうふうに取扱ひましようか。

○原 虎一君 それは具体的な問題を……説明を聞いただけでも具体的な問題はなかなか考えられると思ひますが、そうしますと、書類をよく見ないと、實際問題はそのままを採扱できないという事態があるのではないですか。

○委員長（赤松常子君） 長岡の例などは相当具体的に書いてあるようでございますが、そういう点でございましてよ

うか。

○一松政二君　これは何でございますか、その賃金の基準を上げてくれとか、或いは補助額を上げてくれという要求なんでしよう。だからこれは別に委員会として採択して政府に送つても、別に委員会として何も無責任な所しりは受けないで済むのではないでしようか。何か制度を変えてくれという

よるなこの間の請願のようなものと違
いまして、ただ賃金を上げてくれと
か、補助額の三分の二を八割にしてく

れというような要求だけなんですよから、そのまま採択してもいいのではないでしようか。

○委員長(赤松常子君)　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(赤松常子君)　速記を始めて下さい。それでは以上の請願及び陳情は採択して院議を経て、内閣に送付を要するものと決定してよろしうございましょうか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(赤松常子君)　それではさよう取計らうことにいたします。

次に一覧表の第八、第二百二十六号、失業保険法第十五条改正に関する請願、これについて専門員の説明をお願いします。

○専門員(富戸養太郎君)　この請願の趣旨は、失業保険の被保険者が六カ月以上被保険者であつて、業務上或いは業務外の疾病で一カ年以上休業し、その間賃金ももらえない。従つてその保険料を納めないで離職した場合にも失業保険金をもらえるように、失業保険法第十五条の「被保険者が失業した場合において、離職の日以前一年間に、

通算して六箇月以上被保険者であつたときは、保険給付として、失業保険金を支給する。」とありますが、この離職の日以前一カ年という制限を外してもらいたいという趣旨でございます。

○委員長(赤松常子君) この請願の内容に対して御質疑ございませんようか。

○一松政二君 それは具体的に言うかどうか。どういふことですか。

○説明員(百田正弘君) 御説明申し上げます。現在の失業保険法第十五条によりますと「被保険者が失業した場合に

おいて、離職の日以前一年間に、通算して六箇月以上被保険者であつたときは、保険給付として、失業保険金を支給する。つまり失業保険金を支給し得る要件といたしましては、離職の日一年前に六か月間被保険者であつたということと必要とする。六か月間被保険者であつたということは、被保険者の期間には毎月十一日以上働いた、つまり労働日数が十一月以上あつたということと必要とする。その期間以上あれば支給資格がある、こういうことになつておる。従つてこういう制限を設けた趣旨と申しますのは、この保険料支給要件に關して一定の制限を設ける趣旨は、結局保険経済を円滑に運営するという目的のためにこれが成立つように一つの制限を設けられておるのであります、これは保険料率、或いは給付の率、或いは給付の日数等と密接な相互の關連を持つておるわけであります。従つてこういう事情からしてこういう制限を設けてあるのでございますからして、今お話の出たような特殊の事例が起つて非常にお氣の毒な事例が出て来るということも予想し得られるわけであります。併しながら今諸願の

要旨にもありましたような、この離職の日以前一年間というものを全然外してしまふ、こういう請願の趣旨でござえますが、そういういたしますと、これは六カ月ずつと以前においても、とにかく六カ月さえ被保険者であればよいのだということになります。従つて若しそういうことにいたしますと、無制限に遡つて期間を計算するということに

なりますので、そういたしますと資格期間を証明する資料が極めて不確定になりますして、実際問題として果してそ

の者が受給資格があつたかどうかといふことを調査することが非常に困難になつて参ります。事務処理にも非常に、これが果して受給資格者であつたかどうかといふことも、古いことではないから、非常に困難ではないか。

併せて、そのうちにやりました場合に、現在の保険経済の成立というものの基礎になつておりますものを、根本的に給付の率にしても、給付の日数にいたしても、保険料率にいたしても、基礎が變つて参ります。關係上根本的に検討しなければならぬ、こういうことになつて参るわけでございます。各国の例を見ましても、大体これを無制限に遡るといふ事例は極めて少いようでございます。一定の期間必ず制限期間としてつけて置く、而もそれは極く最近のものでなければならぬといふような立法例を持つておると、多数のようでございます。現状を御説明申し上げますと大体以上の通りであります。

○一松政二君 その請願の趣旨は無制限に一年の期間をとつてくれといふわけですか。

○専門員(高戸義太郎君) そうです。○一松政二君 それじやだめですね。○委員長(赤松常子君) 他に御質疑ございせんか。

○片岡文重君 今の問題はともまだよく現実問題として、何かもつとはかあるのではありませんかという気がいたします。今の御説明だけで、この請願自体が少し虫が過ぎるようと思われ、そのほかにあると思ひます。なおよくこの請願書について内容を聞いて、それからやりたいと思ひますので、質疑は留保しておきます。

○委員長(赤松常子君) 只今の請願内容に對しましては、まだいろいろ問題があるようでございますので、もつと研究を要することになつておりました。これを保留することになつてよろしゅうございませうか。

○委員長(赤松常子君) それではさう取計らうことにいたします。それでは次に一覽表の第九号、女子日雇労働者救済に關する陳情第百三十四号を御紹介いたします。

○専門員(磯部慶君) 簡単に御説明申上げます。これは東京都文京区岡田源子ほか百四十四名から出ております。枚からなつておる陳情書でございますが、その内容をまとめて簡単に申上げますと、私たち女性の女子日雇労働者の希望として一日も早く定職につくように轉じて頂きたい。それから日雇の就業によつて毎日輪番制をなくして頂きたい。生理休暇についても考慮して頂きたい。それからかわい子子供を安心して預けられる託児所を作つて頂きたい。それから婦人の賃金を下げないで頂きたい。婦人の手帳をむやみに取上げないで頂きたい。それからこれは意味はちよつとわからないのです。が、婦人を階級制にしないで下さいといふことが書いてございします。

○委員長(赤松常子君) 只今の陳情の内容につきましても御質疑のかた……、私ちよつとお聞きしたいのであります。が、今日の朝日新聞にも出ておりました。が、厚生省と労働省が婦人日雇労働者の取扱について対立した意見をお持ちのようでございますが、あの新聞の報道の労働省の見解はあはれきまつてゐるものでございしますか。

○説明員(海老塚政治君) 本日の朝日新聞の記事につきましては私詳細に拝見いたしておりましたので、はつきりお答えすることができないのであります。が、内容は、実は厚生省と労働省の意見の対立といふことは別にございせん。又失業対策審議会の審議の内容につきましても、委員長も御承知の通りだと思ひますが、先日の會議がございまして以降、何もまだ改めて會議をやつてもおりませんのでございします。で、決定的にどうだということについてはまだきまつていないのではないかと申ふに考へます。

○委員長(赤松常子君) わかりました。この間審議中に出席いたしました、あの際にもいろいろ意見が出ましたのが今日の記事になつたのであります。か。

○説明員(海老塚政治君) さようでございます。あのままでございします。

○委員長(赤松常子君) わかりました。それではこの陳情は如何に取計らいますか。

○片岡文重君 一々尤もだと考えられますので、これは取上げて政府に善処方を要することにして頂きたいと思ひます。

○委員長(赤松常子君) ではこの陳情は……。

又男女だといふことのために賃金に格差をつけるのかといふようなことについては、勿論方針としては取扱つてもおりませんし、或いは婦人であるがゆゑに失業対策事業から排除するといふようなことも實際にも行なつておりませんし、そのような取扱は當を得ないといふふうに考へております。又賃金につきましても實際の労働の状況等を勘案して賃金をきめるといふふうにしつて、婦人の労働者の賃金もつと引下げなければならぬのだといふような観念的なことも考へていない次第でございます。又託児所の設置については予算的の措置も現在講ぜられておらないのであります。東京なり或いは京都その他の都市におきましても婦人労働者の便利を図りまして、市営或いは民営等によりまして託児所の設置を実施いたしております所や、或いはそれらの計画を進めておる所もあることを承知をいたしては次第でございます。ただ輪番制を全国一律に廃止する、これは国の予算の關係或いは地方の予算の關係もございしますが、私のほうといたしましてはできる限り就労日数を今後も延ばすことができません。一般求人の開拓或いは予算の効果的な使い方によりまして研究いたしておりますが、輪番制を絶対に廃止するといふことは今ここで大丈夫だといふことを請合ふことはちよつと困難ではないかといふふうに考へております。又失業対策事業につきましても、生理休暇といふようなことはもつと考へることが、事業の性質から申しまして、生理休暇のために休んだ時に賃金を支払ふといふことはちよつと困難の事情でございます。といふふうにか考へております。現状とそれから只今の実施状況等について御説明いたしました。

○委員長(赤松常子君) ちよつと今の御説明で尋ねたのでございします。が、婦人労働者の就労を拒否しておらないとおつしやつておりますが、さうだろうと思ふのですが、今日の新聞の記事は、今申上げました新聞の記事は川崎、鶴見方面の職安では女子の就労を殆んど拒否しているといふような事実が書いてございします。私のほうも一応調査して見たいと思つておりますが、それはそういう事実はございしますでしょうか。

○説明員(海老塚政治君) この委員會でたび／＼御説明いたしておりますが、失業対策事業の労働者といつたして、只今のところ一応主たる家庭の担当者といふかた／＼と、それから失業者といふ基準で選定をいたしておりますので、そういうような基準に該当しませんときには、婦人といふ男子といふわず／＼と遠慮して頂くといふうにはいたしておりますが、先ほど申上げたように婦人であるといふことのために男子よりも特別扱いをして排除をする、失業対策事業に働かせないといふようなことはいたしておりませんが、そういうようなお話がございせんが、よく連絡をとつて実状を調査いたして見たいと思ひます。

○委員長(赤松常子君) それではこの陳情は採択することに御異議ございせんか。

○委員長(赤松常子君) ではさうに取計らうことにいたします。それでは

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(赤松常子君) ではさうに

取計らうことにいたします。それでは

第十五部 労働委員会會議録第十一号 昭和二十六年三月二十二日【參議院】

三

三

三

採択すべきものを決定した只今の陳情は、更に院議を経て、内閣に送付するを要するものと決定して御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(赤松常子君) ではさよう取計らうことにいたします。

次に一覽表の第三号、日雇労働者の賃金ベース引上げ等に関する請願第二百九十二号を御紹介いたします。

○専門員(磯部麗君) 簡単に御説明申し上げます。この請願は福岡県の戸畑市自由労働組合内協議会から来ておるものであります。それに副申者として戸畑市長、戸畑市議会議長の副申が付いております。内容は十分広汎に亘つておりますが、簡単に御紹介いたしますと、現下の経済情勢によつて失業者が激増した結果、この事業においても輪番制をとることの止むを得ない事情は我々は理解しておるものであります。併し月平均十六日程度の就労では収入は四千円足らずでありまして、この額では現在の生活のための所要経費から考へました場合には極めて少い額であつて、人間としてこの世に生を享けて来た以上、こういう悲惨な生活は、でき得ればこれを全面的に払拭したいという希望を持つております。そういうわけですから、我々の生活の唯一の源泉であるこの額では、我々の最低生活線も崩れて前途を考えました場合には全く暗黒であり、且つその結果、絶望と自暴自棄な気持になることもたびたびあります。我々は努めて希望を持つて当局の施策を期待しておるのでありますから、どうか一つ今申上げますお願いを我々の最低のお願いとして理解して頂きたいと書いてございまして、

その内容は第一が賃金ベースの引上げ、これは福岡県の場合現在平均百七十六円ありますが、これを男子二百五十円から二百七十円、女子二百円から二百二十円にして頂きたい。次に就労日数の拡大、これは現在月平均十六日の就労でありますので二十五日の就労を保証して頂きたい。第三は日雇失業保険金の増額であります。失業保険金が一級百四十円、二級九十円でありまして、引上げて一級百八十円、二級百四十円程度にして頂きたい。第四は日雇失業保険の待機期間の撤廃、只今待機期間は連続十四日、断続六日となつておりますが、これを改正されて就労できなかつた場合直ちに保険金を給付されるように改正して頂きたい。その次は日雇失業保険の受給資格日数を短縮すること。これは二カ月を通算して最低二十八枚以上の印紙の貼付を必要とするのでありますが、これを短縮して二十枚にして頂きたい。その次は、失業対策事業予算の大幅増額。これは抽象的に予算の枠を拡大して頂きたいと書いてあるものであります。その次は、日雇健康保険制度の新設について、これもその説明が書いてあるものであります。その次は、失業対策事業の切替え。失業対策事業を漸次公共事業に切替えて、半恒久的な安定した職場を与えて頂きたい。以上八カ条の請願は云々と、又先ほど御紹介しましたように強くここに要望してあるものであります。簡単に御紹介申し上げます。

○委員長(赤松常子君) この請願に対して一応当局の御見解を伺います。

○説明員(海老塚政治君) 戸畑市及び九州地区の賃金につきましては、この前の労働委員会でも賃金が実情に比較して、或いは他の県と比較して非常に低いからという御要望がございまして、委員会でもたしか採択になつたと記憶して居るのであります。それに來まして来年度第一四半期以降、従来まで、先ほど御説がございました予算単価百七十八円を百九十四円に北九州地区については引上げることになりました。それから就労日数につきましては、福岡県全体では十一月が十七・二日、十二月が二十二・一日。それから戸畑市は十一月が十八・五日、十二月が二十二・四日というふうになつております。一月は若干減りました。戸畑市の分はわかりませんが福岡全体では十六・六日というふうになつておりますが、当時は大体全国平均して十八日程度の就労日数を目標としてしまして割振りをした次第でございす。ただ年末の状況を慮りまして、恐らく十二月に重点的にその金を使つたのではないかと推測して居るわけですが、来年度の予算の決定次第更にその就労日数を増加せしめるように、就労人員の増加を図りたいというふうに考へて居る次第でございす。それから失業対策事業の総枠の問題につきましては、本年度は総額で五十三億円でございまして、只今御審議中の予算では七十七億五千万円となつておりました。若干の増額を示していることになつております。それから失業対策事業の公共事業への転換という点でございすが、失業対策事業は失業者の離職の間の生活の救済のために行なつております事業でありますので、失業対策事業以外の正常な雇用が増加いたしますれば、そ

れに對してで得る限り就職の斡旋をいたしまして、定職に就かせるように努力いたしたいというふうに考へておる次第でございすが、失業対策事業を現在の規模のままで、或いは更に大きな規模のままで公共事業等へ切替へるといふことは、只今のところでは考へていない次第でございまして、むしろ一般の公共事業の問題或いは一般民間産業の雇用量の増大等と見合ひしまして、失業対策事業の規模も考へ、それから失業者の就職斡旋に努力いたしたいというふうに考へております。又健康保険につきましては厚生省の所管でございすが、保険料の点から実施しておるといふことを聞いておる次第でございす。なお失業保険につきましては、失業保険課長から申上げば、

○説明員(百田正弘君) 日雇失業保険の改善につきまして三つの御要望があつたのであります。第一は、現在の保険金の引上、待機日数の撤廃、受給日数を二十日以上に緩和するということでございます。この保険金の引上げの問題、或いは待機日数短縮の問題につきましては、我々もできるだけこの方向に向つて現在努力、研究いたしておるわけでございす。現状を申上げますと、昨年の夏の第八国会におきまして日雇失業保険に関する失業保険法の一部改正をお願いいたしたわけでございすが、それによりまして、できるだけだけ保険料の状況のいい場合には待機日数を軽減せしめて行けるような規定の改正になつたわけでございす。その後の実施状況を見ますと、昨年の八月一日から実施いたしたわけでございすが、実施以來急激に給付が殖えて参りまして、七月改正前と比べまして、改正前が、大体月に七千五百円くらいでございしましたが、八月には約二千三百万円殖えて七千四百万円、その後大体毎月八千万円程度というふうな給付額になつて参りまして、給付の人員も、あの改正の際におきまして受給資格要件を三十二日から二十八日に緩和いたしました結果、六月、七月当時におきましては認定を最初に受けに来る日雇労働者の数は月に五、六万という程度でございましたが、最近におきましては十乃至十一万というふうな、非常に殖えて参つております。それだけ受給資格のある人が非常に多くなつたことを意味するわけでございす。その結果といたしまして受給者数も非常に増大いたしましたので、現在におきましては昨年の改正の時の規定をそのまま適用いたしますと、逆に待機日数を自動的に延長しなければならぬというふうな線をすれすれに参つておるといふのが現状でございす。従いまして昨年の十二月におきましては、失業対策事業の運営におきましては殆んど完全就労というふうな方向に向つて運営せられました結果、日雇失業保険のほうにおきましても、今までに見ない減少振りを示したのでございすが、通常の状態におきましては、保険料収入が、大体毎月、現在におきましては四千二、三百万円程度でございすので、給付の半額そこそこであるというふうな状況でございすので、現在の状況におきましては、保険金の引上げ或いは待機日数の撤廃といふことはできるだけその方向に向つて進みたいのでございすが、

非常に困難な状況にあるわけでございます。実情を御説明申し上げます。

○委員長(赤松常子君) 御質問でございますが、この請願は如何取計らいますでしょうか。

○一松政二君 この請願の中にちよつと、送付しても当分見込のなさそうなものもあるし、それからこの中でもすでに政府でやつておるものもあります。が、中に一、二非常に具体的で直ちに採用して行くのはどうかと考えられるのがあるように思うのですが、皆さんは如何思われますか。

○委員長(赤松常子君) 御意見ございませんでしようか。

○原虎一君 困難はあるでしょうが、大体この程度ならいいのじやないですか。困難のあることは一松さんが言われますようにありますけれどもね。

○委員長(赤松常子君) 採扱いたしますことに……

○一松政二君 採扱したつて別に政府を縛るわけでもないのだから……

○委員長(赤松常子君) では採扱すべきものと決定いたしましたして、更に院議を経て、内閣に送付するを要するものと決定して御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(赤松常子君) 御異議ないものと認めます。さよう取計らいます。

次に一覽表の第十五、第十六、これは同じ内容でございます。地方公営企業労働関係法要綱案中一部修正に関する請願第八百四十七号、同じく二百九十八号、これはまだ法案が提出されておられませんので、その提出されたときに關連して取扱いたいと存じますけれども……

○専門員(磯部慶君) 簡単に内容を御紹介いたします。これは松江市の日本自治団体労働組合総連合山陰連合会執行委員長から来ているのであります。昨年未労働省で御発表になりました地方公営企業労働関係法要綱案の公聴会に、この連合会から代表が参りまして結果、その後種々検討、討議をいたしましたのであります。本法の目的を達する意味合いから左の通りの改正をして頂きたい。改正と申しまして

も、要綱案を改めてもらいたいというような意味であらうと思つてあります。第一点は、要綱案の第五条にこういうことがあるのです。「条例は労働協約に優先するものとし、条例にない、働く範囲において労働協約はその効力を生じないものとする」と、こうあります。そのを反対に労働協約に抵触する条例及び規則その他の規定はその労働協約の有効期間はその効力を停止する、と

いうふうな修正してもらいたいというのが第一点であります。その理由としては、原則として条例に抵触するような労働協約を当局が結ぶことはなからう。それから又条例が労働協約に優先しては折角結んだ協約も当局に敬意がない場合には骨抜きにされる虞れがある。こういう理由がついております。

第二点は、要綱案の第六条第三項に「地方団体の長は、第一項の労働協約又は仲裁裁定を履行するための措置を……その議会に付議しなければならぬ」と書いてございまして、「この場合において、地方公共団体の長は、賛否の意見を付することができぬものとすること」とありますのを、この賛否の意見を付することができないようにし

てもらいたい。そういう趣旨であつて、その理由は地方公共団体の長は、労働協約又は仲裁裁定には賛成をし、議会においてはこれに賛成を表明する権利を与えることは、地方公共団体の長をして無責任なる言動をさせる虞れがある。第三点は、第六条第四項に、先ほどの「労働協約又は仲裁裁定は、その会計年度分において履行が可能とならなかつたときは、その部分については、効力を失ふものとする」と、

こういうふうになつておりますが、これを削除してもらいたい。その理由は、地方議会に誠意がない場合は、この項を理由として労働協約や仲裁裁定は常に効力を失う虞れがあるというのであります。第四点は、第十條以下第十二条までの規定を削除する。これは仲裁の規定でございますが、これを削除する、そうして第十三条を第十條とする。こうなつておりますが、これはつまり仲裁委員を特に設ける必要はないのであつて、地方労働委員に一任した方が取扱もつきりするし、経費もかからなくてよろしい。こういう意味でございます。大体内容は以上の通りでございます。

○委員長(赤松常子君) では御当局の御見解を伺います。

○政府委員(實業才二郎君) 御承知のように、地方公営企業労働関係法の取扱につきましては、先きの国会で提出いたしました地方公務員法の附則第二十項によりまして、地方公営企業の組織、経理等につきましては、及び身分取扱については、別に法律で定める。それまでは従前の例によるということになつております。従いまして公営企業の組織或いは経理等の点につきましては

は、地方自治庁において起案し労働関係の取扱については労働省で起案するということと法律の起案に着手をいたしました。労働関係に關しましては、大体公労法の趣旨に準じてやるといふことで準備をいたしまして、この二月の末には国会に提出をいたしたいといふことで進めて参つたわけでございますが、労働省の起案になります労働関係につきましては、ほぼ成案を得て参つたのでございまして、一方同時に考えなければならぬと、この公営企業の法案につきましては、関係筋から意見が出されましたときに、このほうの法案が最後のにまできまりません。

従いましてなお目下法案につきましても審議中で、多分五月には提案できるものではないかと思つております。が、この二つの法案につきましても相互に關連をいたしておりますので、どうしても同時に提出しなければならぬい、かように考えまして、まだ労働関係の法案につきましても最後の決定をいたしておらない次第でございます。只今の請願につきましては、多分書いてありましたように労働省といたしまして、十二月の下旬に各地で要綱案についての公聴会を開きました。その要綱案についての意見だと考えます。と申しますのは、公聴会におきまして只今請願にありましたような意見も聞いておるのでございます。併し只今申しましたように、法案につきましても最後の決定をいたしてございませんで、この際意見を申上げる段階に達してないという状況でございますので御了解を願いたいと存じます。

○委員長(赤松常子君) 御質問でございますが、……なければこの請願は如何取計らいますでしょうか。

○一松政二君 これはまだきまつていないことに対する請願ですから、留保がいいのではありませんか。

○原虎一君 この取扱方ですね、今一松さんの言われたようにきまつていない理由、その論議から行く今後どうでしょうか。私はこの問題は異論が出で来る。どうしても意見一致をしないだらうと思つます。そういう意味においての留保ならいいのですけれども、政府に意見が……こういう法律を作ろうとしているときに、政府に対して、この意見が一致すれば労働委員会としてそういう陳情は取上げていいというのを政府に出すべきじやないか、こう思ふのです。併しこれは今、そう一松さんはおつしやられなかつたけれども、政府の意見もきまつていないときに、我々がこれを取上げて議論すれば意見一致が不可能だと思ふ。こういう建前においてやはり留保されて置くほうがいいのじやないかと思ふのです。

○委員長(赤松常子君) 只今の留保することにいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(赤松常子君) ではさよう取計らいます。

次に一覽表の第一、第二、職業安定所指定看護婦看護婦の職業安定に関する請願、それから職業安定所指定看護婦看護婦の職業安定に関する請願、内容同じでございますが、この前の委員会に一応議題にはなりましたが、その紹介が不十分でございましたので、紹介が不十分でございましたので、再度決定いたしましたので、一応この紹介議員は原先生でいらつしや

は、地方自治庁において起案し労働関係の取扱については労働省で起案するということと法律の起案に着手をいたしました。労働関係に關しましては、大体公労法の趣旨に準じてやるといふことで準備をいたしまして、この二月の末には国会に提出をいたしたいといふことで進めて参つたわけでございますが、労働省の起案になります労働関係につきましては、ほぼ成案を得て参つたのでございまして、一方同時に考えなければならぬと、この公営企業の法案につきましては、関係筋から意見が出されましたときに、このほうの法案が最後のにまできまりません。

従いましてなお目下法案につきましても審議中で、多分五月には提案できるものではないかと思つております。が、この二つの法案につきましても相互に關連をいたしておりますので、どうしても同時に提出しなければならぬい、かように考えまして、まだ労働関係の法案につきましても最後の決定をいたしておらない次第でございます。只今の請願につきましては、多分書いてありましたように労働省といたしまして、十二月の下旬に各地で要綱案についての公聴会を開きました。その要綱案についての意見だと考えます。と申しますのは、公聴会におきまして只今請願にありましたような意見も聞いておるのでございます。併し只今申しましたように、法案につきましても最後の決定をいたしてございませんで、この際意見を申上げる段階に達してないという状況でございますので御了解を願いたいと存じます。

○委員長(赤松常子君) 御質問でございますが、……なければこの請願は如何取計らいますでしょうか。

○一松政二君 これはまだきまつていないことに対する請願ですから、留保がいいのではありませんか。

○原虎一君 この取扱方ですね、今一松さんの言われたようにきまつていない理由、その論議から行く今後どうでしょうか。私はこの問題は異論が出で来る。どうしても意見一致をしないだらうと思つます。そういう意味においての留保ならいいのですけれども、政府に意見が……こういう法律を作ろうとしているときに、政府に対して、この意見が一致すれば労働委員会としてそういう陳情は取上げていいというのを政府に出すべきじやないか、こう思ふのです。併しこれは今、そう一松さんはおつしやられなかつたけれども、政府の意見もきまつていないときに、我々がこれを取上げて議論すれば意見一致が不可能だと思ふ。こういう建前においてやはり留保されて置くほうがいいのじやないかと思ふのです。

○委員長(赤松常子君) 只今の留保することにいたします。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(赤松常子君) ではさよう取計らいます。

次に一覽表の第一、第二、職業安定所指定看護婦看護婦の職業安定に関する請願、それから職業安定所指定看護婦看護婦の職業安定に関する請願、内容同じでございますが、この前の委員会に一応議題にはなりましたが、その紹介が不十分でございましたので、紹介が不十分でございましたので、再度決定いたしましたので、一応この紹介議員は原先生でいらつしや

います。が御紹介下さいますか。

○原 虎一 これはこの前の委員会
で、すでに説明されているのですから
強いて私からもう一度御紹介を申し上げ
るということは時間的にも必要がない
い。時間的にも避けなければならない
と思うのですが、むしろ私は当局に質
問したほうがいいのではないかと思
うのです。請願の要旨の第一のほうです
ね、職業安定法第三十二条の原則並び
に第三十三条の無料紹介の実を挙げる
ため寮の代表者をして安定所の無給嘱
託制度の実施、或いは真に法律の趣旨
原則に副う安定所の補助機関としての
新制度を成文規則化し、看護婦の紹介
業務に関する限り全国一本化して下さ
い、こういう第一の請願の要旨です
ね。これについては法律改正を要する
のではないか、こう思うのです。こう
いう点について、こういう陳情につい
て、すでに当局に直接にあつたのじや
ないかと思うが、こういう点について
見解を御説明願いたいと思うのです。

○説明員(富山次郎君) この請願されました人々には私共はお会いしました。要するに今、安定機関の斡旋のために安定所に求職の申込みをしております看護婦さんたちが泊まつておる宿舍といひますか、そういうものは通俗的に委託寮と言つています。その人々が自分たちで安定所の求人課と申しますか、そういう業務に応援したり、或いはそれを無給嘱託という制度にしてもらいたい、こういうような御意見のようであります。これにつきましては看護婦のかたぐいが、自分の職業としての看護婦業務に携るための方法としては三つほどの方法があります。一つは今申しましたように、安定所を利用

してそうしてそれ／＼の各官庁なり病院なりに就職する、これも一つの方法であります。それから今一つは、民間に許されている紹介業者、こういうものの利用によつてみずからの職場を探す、これも一つの方法であります。それから又自分たちだけでそれ／＼の、つてによつて職を求める、これも一つの方法であります。要するに安定所を利用してということのために、何とかして安定所の求人開拓をもう少し活発にしてもらいたいというのがお話の趣旨のようでございます。それに、いましては安定所におきましても、いろいろいふ努力も、力もいたしておりますが、全国を通じて見ますと、いふと、今のところどちらかと言へば、大都市のほうは比較的に安定所のそのほうの力がまだうまく行つておらんのは事実であります。併しされば言うてその人々の代表者を無給嘱託にいたしますことも、これは現在の公務員制度によりましては、これは不可能であります。従いまして我々としたしましては、そういうような制度は今のところ考えられないのでありますが、併しそういうふうな両者の協調連絡といひますか、そういうものは今後密にして、あえて制度化しないまでも、その精神を生かして、何とか看護婦のそういう人たちを安定所の力によつて、なおよしの求人開拓をするということは、これから私も私はできる、そんなふうには考えまして、前回もこういうふうにお答えをいたしました次第でございます。

○原 虎一君　そこで問題は看護婦寮、安定所指定の看護婦寮、寮はどういう組織で運営されておるのですか。安定所とどういう関係になつておるの

す。
○説明員(富山次郎君) これは安定所が特別に指定をしておるといふうな意味ではないのでありまして、安定法施行前に看護婦会と称しまして、或る一定の業者といいますが、そういう者たちが看護婦を自分の宿舎に入れて、それから供給しておつたといううなのが実態であります。それが安定法の施行によりまして、そういう事業が許可を受けなければできないことになつたわけであります。併し看護婦たちはそれを一つの生活の根拠として、住居としておりましたために、その住居は一種の下宿屋といいますが、そういうふうな意味でそこに泊つておつて、そこに自分の生活の根拠を持つておるわけです。それは今俗に言われております委託寮と申すものであります。その委託寮というものと、安定所との特別の關係はございませんで、ただ安定所を利用する看護婦さんたちがそこに住んでおる、こういう意味であります。

○**原 虎一君** それから第二のほうですわね、請願第二のほうに安定法第三十二条但書による有料営利看護婦紹介業の制度を看護婦関係より撤廃して下さい、こう言つておるのですが、有料営利看護婦紹介業というのは、特別に労働法で許可されているのですか。

○**説明員(富山次郎君)** 一般的に申上げまして、有料営利職業紹介事業と申しますものは、或る一定の条件にかないますれば民間に許可いたします。それは法律にそうふうに書いてございしますが、要するに安定所といたしましても、世に存在するいろいろな職種を全部スムーズにやることは必ずしも

で、安定機関がなか／＼やりにくい、或いはやつてもうまく行かないというような職種につきましては、これを特別定めまして、それに対しては有料職業紹介事務というものを認めて行こうというのが趣旨であります。それによりまして看護婦職業紹介といえますものも、そうなか／＼うまく行くものではないのでありますし、場合によつてはそれは許可するという方法も一つの方法でありますので、その面を認められておりますから、大臣の許可によつて有料職業紹介業というものを認めております。

○原 虎一君　これが非常にボス化して来る。而も戦前の安定所、安定法ができる前の看護婦会よりか悪い、事實はどの程度に悪いのか、我々はまだ調査しておりませんが、悪い。従つてこういうものは廃止してもらいたい。これは有料営利看護婦紹介業、こういうものは認可されておるのは、たしかあれは一年間の期限付だと思ふ。これはいつ頃許可されて、どのくらいこの期限を経過しておるのか、その点を知らして頂きたい。

○説明員(富山次郎君) 請願にありま
するような意味が実はよくわからない
のでありますが、許されておるものは
かなりあります。その中にそういうふ
うな、ボス化しておるものが全然ない
というふうに断言はできませんが、或
いはそういうふうな又悪いものもあるか
も知れないと思います。併し我々のほう
では随時監督をいたしておりますから、
そういう悪いものは無論許可条件
に違反するのであれば取消すこともで
きるわけでありまして、そんなわけで、

その制度としてそれが全然悪いといふのでなくて、中にそういう悪いものがありますれば、それに対して処置しないと云ふことは考えております。

○原 虎一君 許可された時、その時をお教へ願いたい。どれくらいの間を最初に許可されたのはいつ頃でありましたか。と申しますのは、これらの人が、相当長い期間経験、体験によつて、そういう悪いということを言われるのか、許可されて二月や三月でそういうふうに見えると言われているのか、わたしにはわからんですね。その点。

○説明員(室山次郎君) 個々の業者に

とりまして、いつ許可されたというこ
とは一概には申されませんが、安定法
施行以來、中には早く許可されたもの
がありますし、最近許可されたものも
ありますし、その期間は一年間であり
まして、一年を経過いたしますと、又
改めて許可申請書を出します。それか
ら又それを審査の上差支えなければ継
続許可可する。こういう方法をとつてお
ります。又中には安定法施行以來引続
いて許可が続いておるものもあらうと
思います。

○原 虎一君 これは請願人のはうから安定所へ直接請願のときにそういう点を説明されたと思いますけれども、こう言つておるのです。有料看護婦紹介業者が全く親切にやつてくればよろしいが、まあ業者ですから能率を上げて、利益を得るといふことを考えるのは当然でしょうが、そうでない場合もあるらしい。一例を挙げておるのは、依頼者、求人者側から直接看護婦寮へ電話がかかつて来て、そうしてその人の所へ行く。雇われる。そういう場合に、それは非常に急を要すると

か、或いは有料看護婦紹介業者のほうへ連絡をとつてもとれぬというような場合に來ると、それは安定法の違反であるといふことを言つて脅かされる、こういうことを言つておるのです。中には今言われるようにそういうのがあつて、いやなところがある。そこで問題は、私は第一に現在有料看護婦紹介業者として許可されている数、それからどういふ条件、これらを取締るところの方法、如何なる方法によつて取締りというより監督されているか。又いろいろ監督上必要とする条件等を資料にしてお出し願ひたいのです。そうして判断しなければならぬ。これは一案が請願しておるのです。我々はそのほか資料を取り寄せてまでしませんけれども、これはかなり多い。人数にしますれば六百二十六人でありまして、各案がそれをやつておるのです。各案から代表者が出て請願しているのではありません。最後に一つお聞きしたいのは、この看護婦法における看護婦諸君並びにこれと連絡をとるところの看護婦が労働組合法による労働組合というふうには、これは簡単に行かないかも知れませんが、とにかく労働組合に無料職業紹介を許すような方法がなし得るかどうかが、現在の安定法に基いてなし得るかどうかが、この点の見解を一応お聞きして置きたい。

○説明員(富山次郎君) 労働組合法による労働組合としてありますものに對しましては、労働供給事業として許可することができません。

○原 虎一君 労働局長おられますか。看護婦の労働組合というものがこれは労働組合法による労働組合になり得るかどうかが、常事雇われる人ではないの

です。雇主が変るわけです。○説明員(富山次郎君) 今労働局長おられますが、私の考え方を申し上げますと、組合法に基く組合であるといふようなことが言えると思います。現に愛知県におきましてはそういうふうな考えを、一カ所だけ試験的に無料の労働供給事業として組合員の供給をすることを認めております。

○原 虎一君 私はできると思つておつたのですが、当局はそう解釈されておるとするならば……、従つて愛知県の労働組合法による労働組合として無料職業紹介を許可しておる、この事実に対する資料をお出し願つて、次回にまで留保願ひたいと思ひます。

○委員長(赤松常子君) では只今の二つの請願は、以上の理由によりまして留保することにしたと思ひます。が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(赤松常子君) 異議ないものと認めます。

次に去る十七日、請願第千二百二二號、陳情二百三十七號が付託せられましたが、これらはいずれも労働用物資対策に関するものでありまして、十五日の委員会において審査した請願第七百二十四號、陳情第五十八號などと内容が類似しており、同じように処理するのが適當ではないかと思ひますので、請願第七百二十四號などと同様、なお研究すべきものといたしたいと存じますが、如何でございますようか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(赤松常子君) ではさう取計らうことにいたします。以上で全部終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたし

ます。

午後零時二十分散会

出席者は左の通り

委員長 赤松 常子君
理事 一松 政二君
原 虎一君

委員

宮田 重文君
片岡 文重君
田村 文吉君
早川 慎一君
堀木 鎌三君

政府委員

労働政務次官 山村新治郎君
労働省労働局長 賀来才二郎君
労働省労働基準局長 中西 實君
事務局長 磯部 巖君
常任委員会専門員 高戸義太郎君
常任委員会専門員 高戸義太郎君

説明員

労働省職業安定局長 海老塚政治君
労働省職業安定局長 百田 正弘君
失業保険課長 富山 次郎君
労働省職業安定局長 富山 次郎君
雇用安定課長 富山 次郎君

三月十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案(予備審査のため)の付託は二月二十八日)

三月十七日日本委員会に左の事件を付託された。

一、労働用物資対策強化に関する請願(第二二〇二二號)

一、労働用物資に関する陳情(第二三七七號)

第二二〇二二號 昭和二十六年三月五日受理

労働用物資対策強化に関する請願

請願者 東京都港区芝三田四国町二ノ五労働用物資対策強化期成全国労働協

議院内 高島新吾外二千五百四十名
紹介議員 安井 謙君

労働問題にはわが国が当面する最大重要問題の一であり、その施策の当否は国家の隆替を決定するといつてよい。ことに現下の微妙な内外諸情勢にかんがみ、労働対策として、(一)加配米は、米一本建とすること、(二)衣料は、労働特別価格を設定すること、(三)酒たばこについても加配対象職種を拡大、大幅値下げを行う等最大限の保護政策をとらねばならぬとの請願。

第二三七七號 昭和二十六年三月三日受理

労働用物資に関する陳情

陳情者 富山市安住町八富山労働基準局給与課内富山果労働用物資協議会内 永田喜一郎外二名

労働者の生活に必要な最少限度の生活物資を確保し、実質賃金の裏付を保障することは、目下喫緊の施策である。しかるに昭和二十四年度以降労働用物資特配の施策が消極化されたため、一般労働者の生活は困窮の度を加えており、生産意欲の向上、生産の増強に多大の支障を与えているから、産業労働者に対する労働用物資配給機構を統一するとともに、手続の簡素化および主食、衣料品の確保等労働用物資対策を強化せられたいとの陳情。

昭和二十六年四月六日印刷

昭和二十六年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所